

別記様式第1号(第四関係)

ふかせにきちかくかっせいかけいかく  
深瀬二期地区活性化計画

広島県安芸高田市

平成25年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	深瀬二期地区活性化計画	市町村名	安芸高田市	地区名(※1)	深瀬二期	計画期間(※2)	平成25年度～平成27年度
都道府県名	広島県						

## 目標 : (※3)

農業経営高度化等支援を実施することにより、農地利用集積の促進を図り、担い手(集落法人)の経営規模拡大を図ることで、経営力の高い担い手を育成し、地域内での雇用創出等により地区の定住戸数の減少を抑制(▲5.9%→▲4.0%)する。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

安芸高田市は、広島県の中北部に位置し、中国山地の山腹の斜面に沿って開けた町で標高200mから800mにある。安芸高田市の中でも甲田町は、一級河川江の川に沿って展開する盆地で、恵まれた地理条件の中、水稲・果樹・畜産等を中心に農業を発展させてきた。

深瀬地区は甲田町の北東端にあたり、江の川、国道54号線沿いには比較的平坦な農地が展開しているが、背後山地の谷部は、狭隘、急傾斜であり、狭小な農地が点在している。国道54号線の周辺は、平成24年度にほ場整備が完了し、担い手農家として農事組合法人ふかせにより、利用権の集積を図っていく。

### 現状と課題

平成24年度にほ場整備が完了し、地域の担い手として農事組合法人ふかせも立ち上がった。これにより利用権の集積や大型機械の導入が図られていている。しかし、ほ場整備外の土地の管理や法人組織内の後継者育成を図っていく必要がある。

### 今後の展開方向等(※4)

H20年度～H24年度に実施した基盤整備(区画整理)深瀬地区に本事業(農業経営高度化等支援)を組み合わせ実施することで、経営力の高い担い手を育成し、地域内での雇用創出等により地域の活力の向上を目指し定住戸数の減少抑制を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
安芸高田市	深瀬二期地区	基盤整備(農業経営高度化等支援)	安芸高田市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

深瀬二期地区(広島県安芸高田市)	区域面積(※2)	〇〇ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の総面積740.3haのうちで農林地面積は718.8haで97%を占め、39%以上が農林漁業従事者である。		
②法第3条第2号関係: 農家人口の減少(H16→H19で5.2%減)、農業者の高齢化(H19 34.9%)からみて、活性化のために定住を促進することは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 国道沿いに工場・商店等が点在する程度で、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者 氏名	住所	権利の種類(※1)	氏名	住所	農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種類(※5)	構造(※6)		所要面積	工事期間	備考
		建築面積				
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

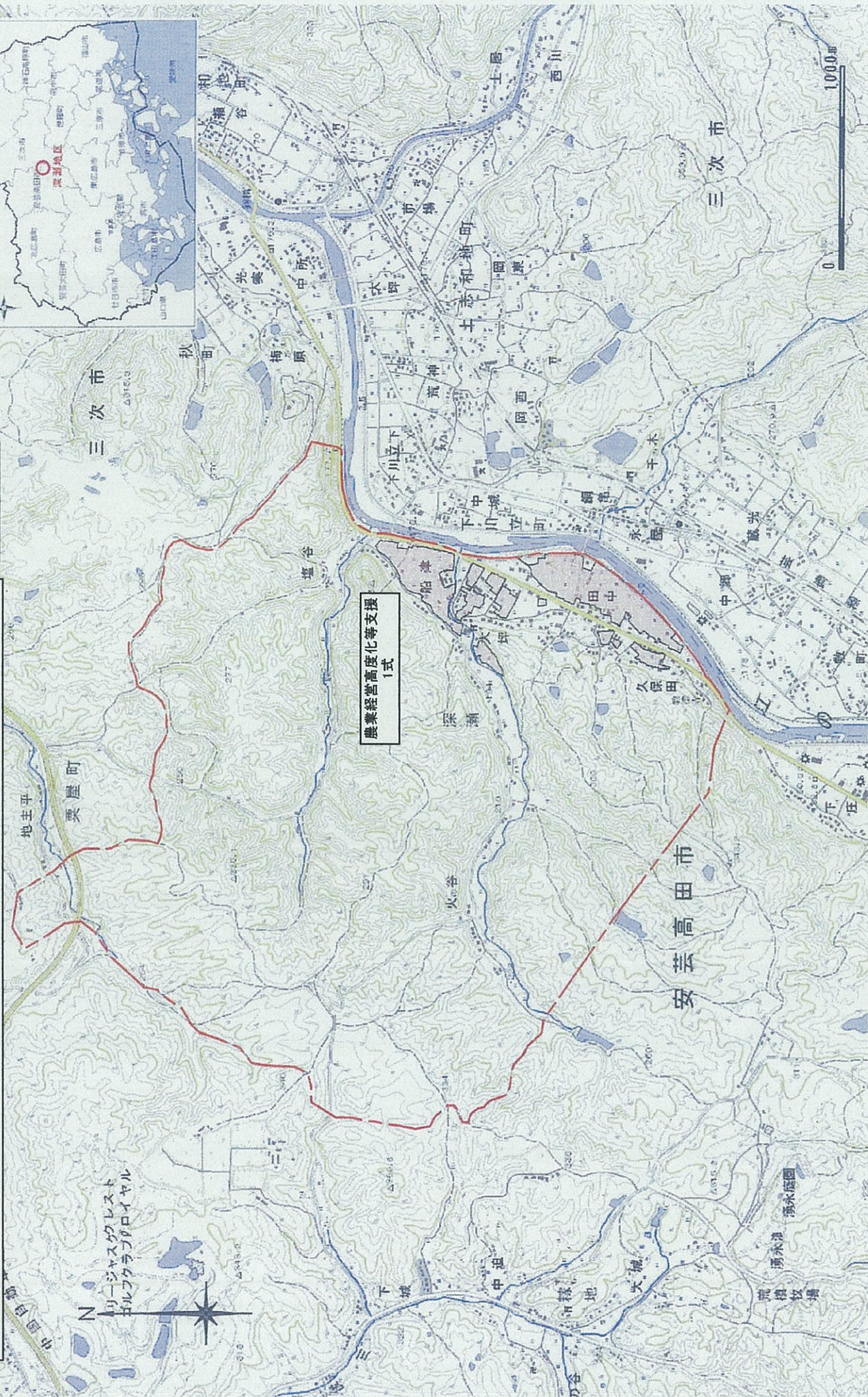
## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了年度の翌年度には、住民基本台帳を基に、平成27年度末の区域内定住戸数について把握した上で、市及び県が目標達成状況の検証を行い、評価の妥当性については、第三者への意見聴取を行う。



# 深瀬二期地区活性化計画の区域及び事業位置図

S=1:25,000



農業経営高度化等支援  
1式

リージャス グレスト  
ブルックラプロイヤル





# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ひろしまけん 広島県(代表) あきたかたし 安芸高田市	平成25年度～平成27年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県農林水産局農業基盤課	082-513-3650	082-228-1301	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp
広島県安芸高田市産業振興部地域営農課	0826-47-4021	0826-42-1003	chiki-einoh@city.akitakata.lg.jp

# I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標		増加率等の算出
<p>定住等の促進に資する担い手への農地利用集積</p> <p>事業活用活性化計画目標の設定根拠                      設定する目標は基盤整備(区画整理)により、条件整備され機能が確保された農地において担い手(法人)への農地利用集積を促進し、定住戸数の減少率を抑制し、地域農業の活性化を図ることにより、定住等の促進に資する。                      なお、深瀬地区(区画整理)と併せた農地利用集積率の目標を79.3%とする。</p> <p>【参考】(深瀬地区(区画整理)の計画集積率 52.3%→H24年度末実績77%)</p>	<p>増加率等</p> <p>1.4</p>	<p>計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント)                      = (計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷ 事業の受益面積(ha)) (目標)                      × 100                      - (事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷ 事業の受益面積(ha)) (現状) × 100                      (16.9ha ÷ 21.3ha) × 100 - (16.6ha ÷ 21.3ha) × 100 = 1.4</p>
<p>事業活用活性化計画目標</p>	<p>増加率等</p>	<p>増加率等の算出</p>
<p>事業活用活性化計画目標の設定根拠</p>		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。



(別添)

### 融資主体型支援助成対象者調書(該当なし)

〇〇地区活性化計画 (〇〇県〇〇市町村)

NO	助成対象者名	住 所	代表者名

#### 1 助成対象者の概要

<input type="checkbox"/> 1 農林漁業者等の組織する団体 <input type="checkbox"/> ①農業生産法人 <input type="checkbox"/> ②農事組合法人 <input type="checkbox"/> ③その他 <input type="checkbox"/> 2 参入法人
--

(注) 該当する経営体の口にチェックを入れること。

#### 2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

#### 3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担 保 措置の 有 無	備 考 (助成限度率等)
		助 成 金 B	融 資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、口にチェックを入れること。

#### 4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資 ①	融 資 ②
金 融 機 関 名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの口にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

### III 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業のメニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

【記入要領】

- ① 交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあっては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
- ② 連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策名を記載すること。
- ③ 事業のメニューには、実施要綱の別表1の事業メニュー名を記載すること。
- ④ 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑤ 必要であれば連携先の拡大、行の追加をすること。







計画主体名	広島県, 安芸高田市	
計画期間 実施期間	H25～H27 H25～H27	総事業費(交付金) 18,000千円(9,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	定住等の促進に資する担い手への農地利用集積を目標としており、基本方針に適合している
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	安芸高田市総合計画(実施計画 H19.10策定)及び農業農村整備事業管理計画に位置づけられており、連携、配慮、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	甲立地域振興会(H14.6設立)において受益者及び地域住民の合意形成が図られている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	甲立地域振興会の中には、女性部や福祉部などが組織されており、役員になるなど女性の意見を反映できる体制となっている。
事業の推進体制は確立されているか	○	甲立地域振興会(H14.6設立)において受益者及び地域住民の合意形成が図られている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農地の利用集積を行うことにより、効率的な農業経営を実現し、営農意欲のある若い人材の育成を図り、地域の活性化を目指すことにより減少傾向にある定住戸数の抑制につながる
計画期間・実施期間は適切か	○	ほ場整備事業も完了し法人への集積期間として適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	事業費18,000千円のうち9,000千円(50%)、事務費378千円のうち189千円(50%)であり、限度範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	平成25年度に現地確認を行い、平成26年度より交付を受けるものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	—	
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	—	
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	—	
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	—	
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は定任等の促進に資する担い手への農地利用集積事業実施主体は安芸高田市で、実施要綱の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は安芸高田市で、深瀬地区ほ場整備組合への交付となる。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況を踏まえているか。	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	

事業費積算等は適正か			
過大な積算としていないか	—		
建設・整備コストの低減に努めているか	—		
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—		
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—		
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—		
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—		
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—		
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	—		
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—		
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—		
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		安芸高田市総合計画(実施計画)に計上されている。



<p>入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か</p> <p>整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか</p>	<p>—</p>	
<p>維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）</p> <p>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</p>	<p>—</p>	
<p>他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか</p>	<p>—</p>	
<p>他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）</p>	<p>—</p>	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。  
 2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。



# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

## 深瀬地区 計画一般図

縮尺 1/25,000

### 深瀬地区 農業経営高度化等支援 1式

